別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第20条の5及び第20条の8関係)

1　1枚目

短辺

無線局事項書及び工事設計書

※　整理番号	

1　申請(届出)の区分	□開設　□変更　□再免許	2　無線局の種別コード		3　包括免許の番号		4　欠格事由	□有　□無
5　最大運用数		6　無線設備を設置しようとする区域		基本コード［　　］　付加コード［　　］			
7　開設、継続開設又は変更を必要とする理由				9　包括免許の年月日			
				10　包括免許の有効期間			
				11　希望する包括免許の有効期間			
8　申請(届出)者名等　氏名又は名称　法人団体の別	法　人　又　は　団　体			12　最初の包括免許の年月日			
フリガナ							
□法人 □団体	コード[　　]			13　運用開始の予定日	□　免許の日 □　日付指定：　.　.　. □　免許の日から　月以内の日		
	代　表　者　名						
	姓　フリガナ	名　フリガナ		14　無線局の目的コード		□従たる目的	□従たる目的
住所　フリガナ				15　通信の相手方			
都道府県―市区町村コード［　　］							
郵便番号	―	電話番号					
16　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力							
17　包括免許人の事務所	郵便番号	フリガナ				電話番号	
	―	都道府県―市区町村コード［　　］					
18　工事設計	無線設備の規格コード	技術基準適合証明の内容及びその証明の有無					
		定格出力	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			技術基準適合証明の有無	
						□有　□無	
19　備考							

長辺

(日本工業規格A列4番)

2　2枚目(特定無線局(法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。)に限る。)

20　無線局の区別		※　整理番号	
21　最大運用数に係る計画等			

短辺

長辺

(日本工業規格A列4番)

3　3枚目(通信の相手方が外国の人工衛星局である場合及び特定無線局が外国の無線局により制御され、又は管理される場合に限る。)

22　無線局の区別		※　整　理　番　号	

23　外国の人工衛星の軌道又は位置		
24　通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間		
25　人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項		
26　人工衛星局の通信の相手方であって陸上に開設する移動しない無線局(人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするもの以外)に関する事項		
27　通信の制御に関する事項		
28　業務区域	基本コード[　　]付加コード[　　] 基本コード[　　]付加コード[　　] 基本コード[　　]付加コード[　　]	
29　備考		

短辺　長辺　(日本工業規格A列4番)

4　4枚目（VSAT地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）

			30　無線局の区別		※　整理番号	
31　周波数配列情報	人工衛星の名称			周波数帯		
	トランスポンダ番号	ビーム名	中心周波数	周波数帯幅	偏波面コード	補足事項

短辺　　長辺　　（日本工業規格A列4番）

5　5枚目(VSAT地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

			32　無線局の区別		※　整理番号

33　宇宙通信概念情報	人工衛星の名称				
	アップリンク／ダウンリンクの別	回線の使用目的	周波数帯	地球局の形態	配置エリア
	補足事項				

短辺　　長辺　　(日本工業規格A列4番)

注1　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　　別	記　載　す　る　欄	備　　考
1　免許の申請の場合	1　2　4　5　6　7　8　11 13　14　15　16　17　18　19　20 21　22　23　24　25　26　27　28 29　30　31　32　33	
2　変更の申請又は届出を行う場合	1　2　3　5　6　7　8　9 10　20(注1)　22(注2)　30(注3)　32(注4) 当該変更に係る記載欄	(注1)　21の欄に変更がある場合に限る。 (注2)　23の欄から29の欄までに変更がある場合に限る。 (注3)　31の欄に変更がある場合に限る。 (注4)　33の欄に変更がある場合に限る。
3　再免許の申請の場合	1　2　3　4　5　6　7　8 9　10　11　16　17　21	

2　※印を付けた欄は、記載しないこと。

3　1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

4　2の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5　3の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。この場合、複数の無線局を一括して記載する場合は、「関包第12345号～関包第12350号」、「関包第12345号、関包第12350号」のように記載すること。

6　4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

7　5の欄は、特定無線局(法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る申請の場合に限り、免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものを記載すること。

8　6の欄は、特定無線局(法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る申請の場合に限り、当該申請に係る全ての無線設備を設置しようとする区域をコード表により該当するコードを記載すること。

9　7の欄の記載は、次によること。

(1)　開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。

(2)　再免許の申請の場合は、(1)に準じて記載すること。

10　8の欄の記載は、次によること。

(1)　氏名又は名称の欄は、次によること。

ア　法人団体の別の欄は、法人又は団体の区別により該当する□にレ印を付けること。

イ　申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び代表者名の欄に代表者名を記載し、それぞれにフリガナ

を付けること。

(2)　住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

11　9の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

12　10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注11に準じて記載すること。

13　11の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

14　13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注11に準じて記載すること。

15　14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

16　15の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、地球局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び実験試験局(宇宙無線通信を行うものに限る。)については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星局又は実験試験局(人工衛星に開設するものに限る。)が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何)系衛星」のように記載することができる。

17　16の欄の記載は、次によること。

電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力の欄の記載は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。この場合において、空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定するすべての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。

ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz　何kHz間隔　何波」又は「何MHzから何MHz」のように記載することができる。

18　17の欄の記載は、注10の(2)に準じて記載すること。

19　18の欄の記載については、次によること。

(1)　無線設備の規格コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2)　定格出力の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定のすべての無線設備の出力端子における出力規格のうち、最大のものを記載すること。

(3)　発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、免許の有効期間中に無線通信の

用に供する予定の全ての無線設備の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲を、「F3E　何MHzから何MHzまで　何波」のように記載すること。

(4)　技術基準適合証明の有無の欄は、免許の有効期限中に無線通信の用に供する予定のすべての無線設備について、無線設備の規格コードの欄に記載する規格に適合する適合表示無線設備の表示の有無を記載するものとし、該当する□にレ印を付けること。

20　19の欄の記載は、次によること。

(1)　4の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

(2)　申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合はその旨及び当該国の名称を記載すること。

(3)　国際公衆通信を取り扱う無線局である場合は、国際書類に公表されている識別信号又は、発射の特性によつて容易に識別される局であることを示す事項を記載すること。

（記載例）　国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告E・212に基づき、×××××と続いて×桁の数字による識別信号を送信するもの。

(4)　無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

(5)　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第20条の5第3項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である包括免許の番号を記載すること。

(6)　特定無線局(施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る申請の場合は、無線回線を制御する主たる場所の建物の名称及び住所を記載すること。

(7)　特定無線局(施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る申請の場合は、屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所への設置及びその無線設備の施行規則第21条の3への適合について、具体的な設置場所及び同条への適合の確保の方法を記載すること。

(8)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(9)　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

21　20、22、30及び32の欄の記載は、当該申請に係る無線局と識別できる名称等を記載すること。

22　21の欄は、次の事項を記載すること。

(1)　電気通信業務を行う特定無線局

ア　提供する役務の概要(契約約款等利用条件を記載した書類を添付すること。)

イ　運用開始の日(再免許の申請の場合にあつては再免許の日)以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数(運用数)見込み及び算出根拠

(2)　電気通信業務を行う特定無線局以外の特定無線局運用開始の日(再免許の申請の場合にあつては再免許の日)以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の運用数見込み及び算出根拠

23　23の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。

(1)　対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置(位置については、経度をもつて表示し、経度及び緯度の変動幅を記載すること。)

(記載例)　対地静止衛星軌道　東経135°　経度の変動幅　±0.1°　緯度の変動幅　±0.2°

(2)　対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期(分で表示すること。)、遠地点及び近地点の高度(キロメートルで表示すること。)並びに軌道の種類(コード表により記載することができる。)

24　24の欄の記載は、次によること。ただし、当該人工衛星局が日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する記載を省略することができる。

(1)　打上げ予定時期

(2)　特定無線局の目的を遂行するために必要となる人工衛星の数

(3)　当該数の人工衛星局が使用可能となる時期及び使用可能期間

25　25の欄には、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局である場合には、記載を省略することができる。

(記載例)　何地球局　何国何州何市

26　26の欄には、日本において運用される特定無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

(記載例)　何地球局　回線制御、周波数割当　何回線　何国何州何市

27　27の欄には、特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

(1)　本邦内において運用される特定無線局の制御手順及び制御の系統

(2)　本邦内において運用される特定無線局の制御又は管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

(記載例)　何施設　衛星資源割当て、網管理　何国何州何市

(3)　申請者又は包括免許人が実施可能な特定無線局の制御の項目(契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。)

(記載例)　電波の発射(開始、停止)、使用チャンネルの選択、空中線電力の制御

28　28の欄は、移動範囲のコード表により該当するコードを記載すること。

29　29の欄には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所、国際標識番号、姿勢制御方式、熱制御方式、所有者及び名称並びに宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類について記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合、又は再免許申請の場合には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打

上げ場所及び宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類に関する記載を省略することができる。

30　31の欄の記載は、次によること。

(1)　人工衛星の名称の欄は、注16に準じて記載すること。

(2)　周波数帯の欄は、「12.5GHzから18.0GHz帯」又は「Ku帯」のように記載すること。

(3)　トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載する衛星中継器(トランスポンダ)番号ごとに、区別できるように番号を付すこと。

(4)　ビーム名の欄は、「日本国内ビーム」又は「東アジアビーム」のように記載すること。

(5)　中心周波数の欄は、中継器帯域幅の中心周波数を記載すること。

(6)　周波数帯幅の欄は、中継器帯域幅及び中継器中心周波数間隔を区別して記載すること。

(7)　偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(8)　補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(9)　通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の21の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

31　33の欄の記載は、次によること。

(1)　人工衛星の名称の欄は、注16に準じて記載すること。

(2)　アップリンク／ダウンリンクの別の欄は、地上から宇宙物体向けの伝送路回線の場合をアップリンクとし、宇宙物体から地上向けの伝送路回線の場合をダウンリンクとして記載すること。

(3)　回線の使用目的の欄は、「データ伝送用」、「音声用」又は「姿勢制御」のように記載すること。

(4)　周波数帯の欄は、「3.4GHzから4.2GHz帯」又は「Ku帯」のように記載すること。

(5)　地球局の形態の欄は、無線通信規則第1条において使用する用語の例により、「固定衛星業務」、「移動衛星業務」のように記載すること。

(6)　配置エリアの欄は、通信の相手方となる無線局の代表的な設置場所及び移動する無線局の移動範囲を記載すること。

32　当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。